

由布市告示第81号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び由布市契約事務規則（平成17年規則第51号）第27条の規定に基づき公告する。

平成29年8月10日

由布市長 首藤奉文

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか由布市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 平成29年度 東行田代線（3工区）道路改良工事
- (2) 工 事 場 所 大分県由布市挾間町田代
- (3) 工 期 本契約締結日の翌日から平成30年3月26日まで
- (4) 工 事 概 要 土木一式工事
L=385.6m
L型擁壁工 L=51.0m
ブロック積工 A=384.2 m²
カルバート工 L=16.0m
排水構造物工 L=434.8m
下層路盤工 A=2488.9 m²
- (5) 予 定 価 格 ¥ 78,505,200—（消費税及び地方消費税を含む。）
¥ 72,690,000—（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 有

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 由布市建設工事請負契約の競争入札参加者資格等に関する規程（平成17年告示第2号）により土木一式工事においてA等級の入札参加資格の認定（格付け）を受けている者であること。ただし、由布市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本店がある場合は、土木一式工事においてA等級若しくはB等級の入札参加資格の認定（格付け）を受けている者であること。なお、格付けについては、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に

参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）による格付けによる。

- (3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- (6) 建設業法第27条の29の規定に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評価点値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値（P点）が925点以上であること。ただし、由布市内に建設業法に基づく本店がある場合は、土木一式工事に係る総合評定値（P点）が700点以上であること。（審査基準日は入札参加申請書等の提出日前、1年7か月を経過しない最新のものに限る。）
- (7) 次に掲げる基準をすべて満たす監理（主任）技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 建設業法第26条に規定される土木工事における技術者の資格を有する者であること。
 - ② 当該工事において、下請契約の額が建設業法第3条第1項第2号及び建設業法施行令第2条に規定された金額の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ③ 開札予定日以前3箇月以上前に雇用された者であること。
- (8) 当該工事に係る工事種別について、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- (9) 由布市内若しくは大分市内に建設業法に基づく本店があること。

3 入札手続等

- (1) 担当課

郵便番号 879-5498

由布市庄内町柿原302番地

由布市財政課契約検査室（本館2階）

電話 097-582-1111（内線）1253 佐藤・小笠原

- (2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

- ① 交付期間

平成29年8月10日（木）から平成29年8月31日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

② 交付場所

由布市庄内町柿原302番地

由布市財政課契約検査室（本館2階）

電話 097-582-1111（内線）1253 佐藤・小笠原

③ 交付方法

交付については、直接交付によるほかインターネットも行う。

大分県共同利用型入札情報サービスシステム

(<https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPLMENU>)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び場所等

① 閲覧期間

平成29年8月10日（木）から平成29年8月31日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

② 閲覧場所・閲覧方法

大分県共同利用型電子入札システムにおける設計図書等閲覧によるものとする。

(<https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>)

(4) 設計図書等の複写及び質疑応答

① 設計図書（PDF）の配布を希望する者は、閲覧期間中に由布市財政課契約検査室（本館2階）へ新品のCD-Rを1枚持参して申し出ること。

② 設計図書等に質問がある場合には、次により書面（様式自由）で持参すること。

ア 提出期間

平成29年8月14日（月）から平成29年8月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所

由布市庄内町柿原302番地

由布市建設課（新館2階）

電話 097-582-1111（内線）2216 仲元寺

③ ②の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問書の提出を受けた日の翌々日から平成29年8月31日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所・閲覧方法

大分県共同利用型電子入札システムにおける設計図書等閲覧によるものとする。

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

- ① 提出期間
平成29年8月10日（木）から平成29年8月28日（月）午後5時まで
- ② 提出方法
原則、電子入札システムによるものとする。なお、提出するファイルは原則としてPDF形式で保存されたものに限る。
- ③ 提出書類
別紙様式第1号（その1）、様式第2号（その1）、様式第4号（その1）により作成すること。
- ④ 配置予定の技術者
配置予定の技術者として複数の候補者がある場合は、様式第4号（その1）により複数の候補者を届け出ることができるものとする。
同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時までに3の（1）の担当課に対し、その旨を記載した書面（様式自由）を提出すること。（この場合の入札は無効とする。）なお、開札後の書面の提出は受け付けない。
書面を提出することなく、落札（候補）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除く）は、指名停止要綱に基づく指名停止を行う。また、工事にあたっては様式第4号（その1）により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については（傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除く）認めないものとする。
- (6) 現場説明会 実施しない。
- (7) 入札保証金 免除とする。
- (8) 入札
 - ① 入札書及び入札金額内訳書の提出期間
平成29年8月29日（火）午前9時から
平成29年8月31日（木）午後5時まで
 - ② 入札方法等
原則、電子入札システムによるものとする。
 - ③ 入札執行回数
原則として、初度のみの1回とする。
 - ④ 入札書の提出時に併せて入札金額内訳書を提出すること。提出方法は原則、電子入札システムによるものとする。なお、提出するファイルは原則としてPDF形式で保存されたものに限る。
ア 住所、商号又は名称、代表者氏名、捺印（電子入札システムにより提出する場合は不要とする。）、工事名、工事場所、工事価格（税抜）及び工事費（税込）を必ず記載すること。

- イ 入札金額内訳書の様式は別紙の通りとする。
- ウ 工事価格算出の際に、一括して値引きをしてはならないこと。ただし、工種別又は種目別内訳書内での値引き及び調整は可とする。
- エ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が工事価格と一致していること。
- オ 上記の内容を満たさない場合は、入札金額内訳書の提出がないものとみなす。
- カ 入札金額内訳書提出後の差替え、追加及び再提出は認めない。

⑤ その他

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 予定価格の事前公表を行う。
- ウ この入札は、最低制限価格制度を適用する。

4 開札

- (1) 開札 予定日時 平成29年9月1日（金） 午前10時00分
開札 場所 由布市庄内町柿原302番地
由布市役所本庁舎（本館2階中会議室）
- (2) 開札の立会い 由布市電子入札立会要領によるものとする。

5 競争参加資格の事後審査及び落札決定

- (1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
- (2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等及び入札金額内訳書について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行う。
- (3) (2)の審査により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。
(2)により、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

- (4) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に行うものとする。

6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、5の(3)の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を書面（様式自由）を持参して求めることができるものとする。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、3の(1)の担当課とする。

7 契約保証金

- (1) 契約者は、由布市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。
- ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
 - ③ 銀行等又は西日本建設業保証（株）の保証
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。
- ① 契約者が保険会社との間に由布市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
- (7) 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (8) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札

- (9) 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (10) 申請書等を提出しなかった者のした入札
- (11) 閲覧期間内に設計図書を閲覧していない者のした入札
- (12) 予定価格を超える金額での入札
- (13) 入札金額内訳書の提出がない又は内容に不備がある等、内訳書の審査基準に適さない者のした入札
- (14) 申請書等、入札金額内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (15) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次の①から④のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。
 - ① 落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合
 - ② すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合
 - ③ 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合
 - ④ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

9 支払い条件	前 払 金	有
	中間前払金	有
	部 分 払	無

10 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、由布市契約事務規則、由布市要件設定型一般競争入札実施要領(電子入札用)、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①又は②に該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ① 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。
(指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。)
 - ② 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。(配置予定の技術者が要件

を満たさなくなった場合は、3の(5)の④による。)

- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結(議会案件の場合は、仮契約後の議会議決)までの間に落札者が、(3)の①又は②に該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(3)又は(4)に該当していた場合は、契約の解除を行なうことができるものとする。
- (6) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者は、入札後に(3)の①又は②に該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。
- (7) 本工事に係る下請負契約については、由布市内に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。
- (8) 本工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を由布市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。
- (9) 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- (10) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (11) その他不明な点は、由布市財政課契約検査室まで照会のこと。

由布市庄内町柿原302番地

由布市財政課契約検査室(本館2階)

電話 097-582-1111(内線)1253 (佐藤、小笠原)